

令和7年度庁内定型業務の効率化・省力化に向けたRPA導入業務委託にかかる企画提案の  
公募に関する公告

プロポーザル方式について次のとおり公告する。

プロポーザルに参加を希望する者は、以下により関係書類を作成の上、提出すること。

令和7年2月25日

茨城県知事

## 1 業務の内容

- (1) 業務名  
令和7年度庁内定型業務の効率化・省力化に向けたRPA導入業務
- (2) 業務内容  
契約書（案）及び仕様書のとおり
- (3) 委託期間  
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

## 2 プロポーザルの参加者に要求される資格要件

以下の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格がある者であること。ただし、本募集の開始から企画提案書等提出期限日までに茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき破産手続開始の申立てをし、又は申立てがなされている者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（申立てがなされている者であっても、再生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (6) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号に規定する者でないこと。

## 3 提出手続等

- (1) 担当課  
茨城県総務部行政経営課改革推進G  
〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6  
電話：029-301-2211  
電子メール：gyokeil@pref.ibaraki.lg.jp

(2) 公募に関する実施要領等の交付

ア 交付期間

公告の日から令和7年3月12日（水）までの午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。

ただし、茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）第1条に規定する県の休日を除く。

イ 交付場所

（1）の担当課と同じ。

ウ 交付方法

イにおいて直接交付又は茨城県入札情報サービス若しくは行政経営課ホームページからダウンロードすることができる。

ただし、直接交付を希望する場合、交付希望日前日までに事前連絡すること。

(3) 参加申込

プロポーザルへの参加を希望する者は、令和7年3月11日（火）午後4時までに企画提案参加申込書兼申告書（様式第1号）をPDFファイルで（1）の担当課の電子メールアドレスに送付すること。

提出後、必ず（1）の担当課の電話あてに到着確認を行うこと。

(4) 企画提案書の提出

ア 提出書類

下記aからeまでのPDFファイル各1部。

- a 企画提案概要（様式第5号）
- b 企画提案書（サイズ・向きA4・横、様式及び枚数は自由）
- c 過去5年間の同種又は類似業務の実績（様式第4号）
- e 見積書（様式第6号）

イ 提出期限

令和7年3月18日（火）午後4時（必着）

ウ 提出方法

（1）の担当課の電子メールアドレスに送付すること。

件名は、「【提出】令和7年度庁内定型業務の効率化・省力化に向けたRPA導入業務」とすること。

提出後、必ず（1）の担当課の電話あてに到着確認を行うこと。

#### 4 その他

- (1) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51条）に定める単位に限る。
- (2) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 当該実施要領に基づき生じた権利義務は、令和7年度当初予算が否決された場合には、効力を失うものとする。
- (4) その他詳細は、説明書による。